



留萌町役場

留萌市史……その④

留萌市制の基礎づくり

明治39年には人口七千に

しかし、三泊村は從来通り戸長制度であった。

ちなみに当時の役場の機構は、庶務・戸籍・教育・兵事・会計の五係である。村役場史員は村長、収入役、書記、附属員がおり、村長は道長官が任命した。

役場は明治三十三年十二月、留萌通り三丁目（現居舍地）に移り二級村制を待機していたので、村制後も戸長役場をそのまま村役場として使用した。

また村長は、戸長であった三田千瓢が事務取扱いとして三十五年八月まで勤め、初代村長には伊藤孫右衛門が就任し、三十五年八月から四十年三月まで勤めた。

初代村長には 伊藤孫右衛門

二級町村制＝北海道の自治制度は明治十二年の郡区町村編制法が始まりで、区には区長、町村には戸長を置いた。

この制度は不完全ながら、開発途上の北海道には便利な自治制度であったが、社会の伸展と経済力負担の増加で、制度の改善が必要となってきた。

明治三十年五月、北海道区制、同一級町村制、同二級町村制が公布された。

区制は札幌、小樽、函館に三十一年十月から、一級町村制は増毛町を含む十六町村に、明治三十三年七月から施行された。

二級町村制は、一級町村制を施行するにいたらない町村に施行す

るものであつたが、人口の増加にともない各町村の発展が急速に伸びてきたので、この制度の施行がいそがれた。

留萌は明治三十五年四月、二級町村制の施行により留萌村、礼受町村をあわせて留萌村となつた。つまり、戸長制度から留萌村は解放されたため、留萌村外二村戸長役場は、二級町村制の実施とともに廃止され、三泊村を離し礼受村、留萌村をあわせて留萌村としこれまでの村を大字に改め、これを留萌村役場として統管した。

明治四十年には 一級町村制へ

一級町村制は、二級と同じく法人であり、居住者は町村住民として、その権利義務は同じであったしかし、二級町村制と比べると

明治三十五年四月から道二級町村制が実施され、從来住民の代表者であった総代人にかわり、村議員が住民の代表者として村行政に参加することになった。

明治三十五年四月から道二級町村制が実施され、從来住民の代表者であった総代人にかわり、村議員が住民の代表者として村行政に参加することになった。

村議会

明治三十九年には、七千六百六十人と増加の一途をたどった。

また、深川し留萌間の鉄道施設が決定したので、一級町村への昇格は時間の問題であり、ついに明治四十年四月一日に一級町村制が施行され、同四月には道庁から諸

橋源太郎が村長事務取扱いとして

来留した。

また、当時の選挙権所有者は、満二十五歳以上の男子で、一戸を構え、次の資格をそなえていなければならなかつた。

／地租年額十錢以上または直接國稅・道水產稅年額五十錢以上の納入者／耕地一町歩もしくは宅地百坪以上上の所有者／総納稅人の町村稅平均額以上の村稅を納入するもの

また、被選挙権については、町村会の選挙権を有する町村公民すべて適用になるが、次の者は被選挙権をもつことはできなかつた。

／道府の官吏、その町村の有給吏員／檢事警察官及び收稅官吏／神官僧侶その他諸宗教師／小学校教員／その他の官吏で當選し、これに応ずる時は、所屬長官の許可を必要とし、父子兄弟は同時に町村会議員にはなれなかつた。

また、道議会は、第一期道會議員選挙は明治三十四年八月一日に行なわれ、留萌村は増毛支厅に属し、定員は二名で任期は三年力年であり、立候補者三名であったが、増毛の入山祐次郎、松江喜蔵が当選、笠原真吉が次点であった。

明治三十七年八月十日、第二期道會議員選挙では、有權者四百六十八人、立候補者三名で當選は松江喜蔵、五十嵐億太郎の二名、次点は麻里悌三であった。

また、明治四十年八月の第三期道會議員選挙は有權者八百人、立候補者四人であったが、五十嵐億太郎が都合で中途辞退のため三名で競われ、大賀政次郎、小野寺喜兵衛が当選、次点は永井勇三郎であつた。



五十嵐億太郎氏